

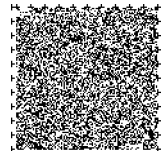
やまなしユニバーサルデザイン 基本指針

平成20年3月

山 梨 県

音声コード

右の四角の中に、文字情報が記録されています。
専用の読取装置を使って、音声が出力されます。



はじめに

年齢、国籍、身体的な状況などを問わず、すべての人が人格と個性を尊重され、快適で安全に暮らせるよう、まちづくりやものづくり、サービスなどにあらかじめ配慮するユニバーサルデザインの考え方は、少子高齢化や国際化、障害をもつ方々の社会参加が進む今日にあって、欠かすことのできない要素となっています。

本県においても、公共事業や福祉の分野など県政の様々な分野で、ユニバーサルデザインに配慮した施策が行われてきておりますが、「暮らしやすき日本一」の山梨の実現を目指すうえでも、その普及が一層求められています。

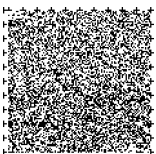
このため、平成19年9月にユニバーサルデザインの推進に全庁を挙げて取り組む組織として、ユニバーサルデザイン推進本部を設置し、障害者団体や商工団体の意見など多くの皆様からいただいた意見を踏まえてユニバーサルデザインを進めていくための基本指針を策定しました。

この基本指針は、県が取り組むべき方向を示すとともに、県民、市町村、事業者、民間団体など様々な主体における取り組みの目安となるものです。

県民の皆様におかれても、身近なところからユニバーサルデザインを進めていただけるようお願い申し上げます。

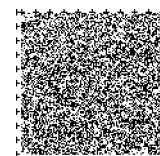
平成20年3月

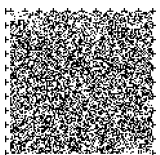
山梨県知事 横内 正明



目次

第1章 ユニバーサルデザインの推進に向けて	1
第1節 ユニバーサルデザインとは	1
第2節 指針策定の背景	9
1 少子高齢化の進展	9
2 ノーマライゼーションの進展	9
3 国際化の進展	10
4 情報化の進展	11
5 男女共同参画の推進	11
6 地域産業の振興	12
7 循環型社会の形成	13
第2章 やまなしのユニバーサルデザイン	14
第1節 本県の目指す方向	14
第2節 基本姿勢	14
1 プロセス（過程）の重視	14
2 継続的な取り組み	15
3 利用者の参画	15
4 地域特性の視点	15
第3節 ユニバーサルデザインの取り組み	16
1 まちづくり	17
2 ものづくり	20
3 サービス・情報づくり	22
4 ひとづくり	26
第3章 県の取り組み	28
第4章 各主体の取り組み	32
第1節 県民の取り組み	32
第2節 市町村の取り組み	32
第3節 事業者の取り組み	32
第4節 民間団体の取り組み	33
<参考>ユニバーサルデザインについての意識調査	34





第1章 ユニバーサルデザインの推進に向けて

この指針は、県政の様々な分野でユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、全庁的に取り組むべき基本的な方向を示す行動指針となります。

また、県民、市町村、事業者、民間団体など様々な主体が共通の理解と認識のもとで、連携・協働してユニバーサルデザインを推進していくためのガイドライン（目安）とします。

第1節 ユニバーサルデザインとは

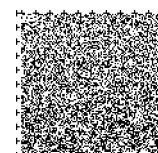
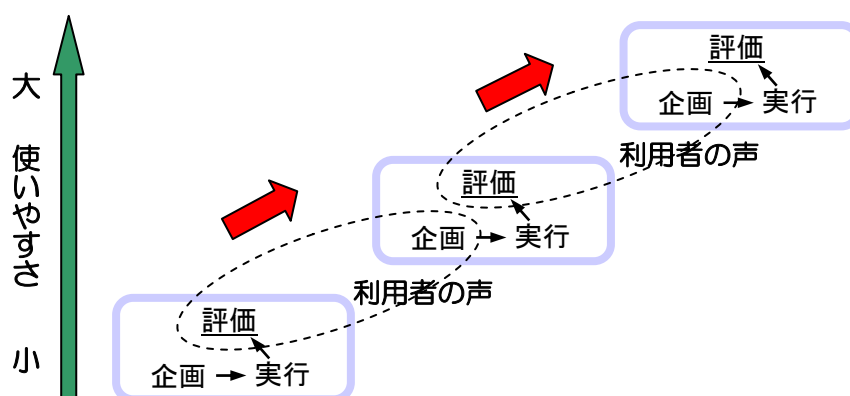
ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、障害の有無など個人の様々な状況に関わらず、可能な限り多くの人々が利用できるデザインのことです。

Universal（普遍的な、万人（共通）の、万能の）と Design（設計、構想、計画）という2つの英単語を複合したもので、そのアルファベットの頭文字をとってUD（ユーディー）ともいわれています。

製品・建物・交通・サービス・情報・教育・まちづくり・コミュニティ・行政など、ソフト・ハード両面の幅広い分野にわたって、社会環境の整備を総合的に進める上での基本となる考え方のひとつです。

また、個人の立場から見たときには、「一人ひとりの人間性を尊重した社会環境づくり」ということもできます。

ユニバーサルデザインは、計画の段階から利用者の声を反映し、繰り返すによりデザインが進化し、そして、結果だけでなく、改善を積み重ねるといったプロセス（過程）を重視しながら、ソフト・ハードを作り出していくという考え方です。



私たちは、一人ひとりが個人として尊重されるべきものです。多様な違いがあることを認識し、その違いに対応できるような環境づくりを考えていく必要があります。

体力のある人や、そのことに知識が豊富な人の利用を前提に、建物、製品、サービスなどを計画、設計するのではなく、「はじめから」、「すべての人」の利用を念頭に置いて、生活しやすい環境づくりを進め、さらに、常に見直しや改善を行うといった繰り返しの取り組みの姿勢が、「暮らしやすさ」には重要です。

● 「はじめから」

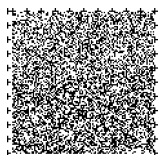
施設を新たに建設する場合、段差を設計した上でスロープを設置するのではなく、はじめから多様な人々の利用を考慮する中で、階段、エレベーター、エスカレーター、スロープなどを一体的に設計するという意味になります。

新設する場合だけでなく、既存施設を改良する場合にも、この考え方を取り入れます。

また、障害をもつ人や高齢者などがさりげなく、自然に利用できることに配慮することも必要です。

● 「すべての人」

子ども、成人、高齢者、けが人、目の不自由な人、耳の不自由な人、車いすを利用している人、妊婦、ベビーカーを押している人、背が高い人、背が低い人、右利きの人、左利きの人、外国人、重い荷物を持つ人、男性、女性など、様々な状況、条件の違いをもつすべての人が対象となります。



【ユニバーサルデザインの7原則】

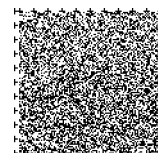
ユニバーサルデザインは一般に次の7つの原則で紹介されています。

- 1：誰にでも公平に利用できること
- 2：使う上で自由度が高いこと
- 3：使い方が簡単ですぐわかること
- 4：必要な情報がすぐに理解できること
- 5：うっかりミスや危険につながらないデザインであること
- 6：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること
- 7：アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

「ユニバーサルデザインの7原則」は、ユニバーサルデザインの提唱者であるアメリカ・ノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンター所長の故ロナルド・メイス氏を中心に、建築家や工業デザイナー、技術者、環境デザイン研究者などからなるグループが協力してまとめたものです。環境、製品、コミュニケーションなどを含めて、デザインに関わる幅広い分野での方向性を明確にしています。

これらの7原則は、既存のソフト・ハードの評価や、ものづくりやまちづくりなどを計画する時だけではなく、使いやすい製品や環境とはどうあるべきかを、事業者や利用者が考えていくためにも活用できるものです。

これらの原則について説明します。



原則1：誰にでも公平に利用できること

誰にでも利用できるように作られており、かつ、容易に入手できること。

- a. 誰もが同じ方法で使えるようにする：それが無理なら別の方法でも仕方ないが、公平なものでなくてはならない。
- b. 差別感や屈辱感が生じないようにする。
- c. 誰もがプライバシーや安心感、安全性を得られるようにする。
- d. 使い手にとって魅力あるデザインにする。

原則2：使う上で自由度が高いこと

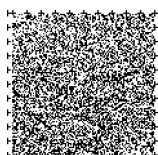
使う人のさまざまな好みや能力に合うように作られていること。

- a. 使い方を選べるようにする。
- b. 右利き、左利きどちらでも使えるようにする。
- c. 正確な操作がしやすいようにする。
- d. 使いやすいペースに合わせられるようにする。

原則3：使い方が簡単ですぐわかること

使う人の経験や知識、言語能力、集中力に関係なく、使い方がわかりやすく作られていること。

- a. 不必要に複雑にしない。
- b. 直感的にすぐに使えるようにする。
- c. 誰にでもわかる用語や言い回しにする。
- d. 情報は重要度の高い順にまとめる。
- e. 操作のためのガイダンスや操作確認を、効果的に提供する。



原則4：必要な情報がすぐに理解できること

使用状況や、使う人の視覚、聴覚などの感覚能力に関係なく、必要な情報が効果的に伝わるように作られていること。

- a. 大切な情報を十分に伝えられるように、絵や文字、手触りなど異なった方法を併用する。
- b. 大切な情報は、(例えば大きな文字で書くなど) できるだけ強調して読みやすくする。
- c. 情報をできるだけ区別して説明しやすくする(やり方が口頭で指示しやすくなるように)。
- d. 視覚、聴覚などに障害をもつ人が利用している様々なやり方や道具でも、情報がうまく伝わるようにする。

原則5：うっかりミスや危険につながらないデザインであること

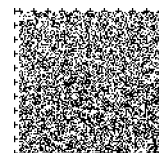
ついうっかりしたり、意図しない行動が、危険や思わぬ結果につながらないように作られていること。

- a. 危険やミスをできる限り防ぐ配慮をすること：頻繁に使うものは最もアクセスしやすくし、危険なものはなくしたり、隔離したり、覆うなどする。
- b. 危険なときやミスをしたときは警告を出す。
- c. 間違っても安全なように配慮をする(フェイルセーフ)。
- d. 注意が必要な操作を、意図せずにしてしまうことがないように配慮する。

原則6：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること

効率よく、気持ちよく、疲れないで使えるようにすること。

- a. 自然な姿勢のままで使えるようにする。
- b. あまり力を入れなくても使えるようにする。
- c. 同じ動作を何度も繰り返すことを、できるだけ少なくする。
- d. 体に無理な負担が持続的にかかることを、できるだけ少なくする。



原則7：アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

どんな体格や姿勢、移動能力の人にも、アクセスしやすく、操作がしやすいスペースや大きさにすること。

- a. 立っていても座っていても、重要なものは見えるようにする。
- b. 立っていても座っていても、あらゆるものに楽に手が届くようにする。
- c. さまざまな手や握りの大きさに対応する。
- d. 補助具や介助者のためのスペースを十分に確保する。

これらの7原則は、「もの」や「サービス」などの提供者が、どのような「もの」・「サービス」をつくるか、どのように「もの」・「サービス」を提供するかを考えるときに考慮すべきことがらです。

また、提供者や利用者が、「もの」や「サービス」などが「より多くの人たちに使いやすいか」を検証する際、また、もっと使いやすくするためにはどうすればいいのかを考える際に、必要な視点です。

* ユニバーサルデザインの7原則

Copyright 1997 N. C. State University, The Center for Universal Design

http://www.design.ncsu.edu/cud/about_ud/udprinciples.htm

この原則は、以下のユニバーサルデザイン提唱者により編集されました。

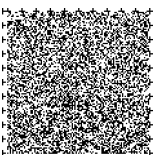
(アルファベット順)：

Bettye Rose Connell, Mike Jones, Ron Mace, Jim Mueller, Abir Mullick,

Elaine Ostroff, Jon Sanford, Ed Steinfeld, Molly Story, Gregg Vanderheiden

日本語訳：古瀬敏、安澤徹也、柳田宏治、清水道子、堀川美智子

<http://homepage2.nifty.com/skose/7UDP.htm>



【バリアフリーとユニバーサルデザインの違い】

「バリアフリー」とは、人を隔てたり、行動を妨げたりする障壁（バリア）を取り除くことです。

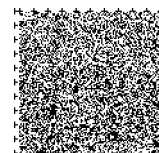
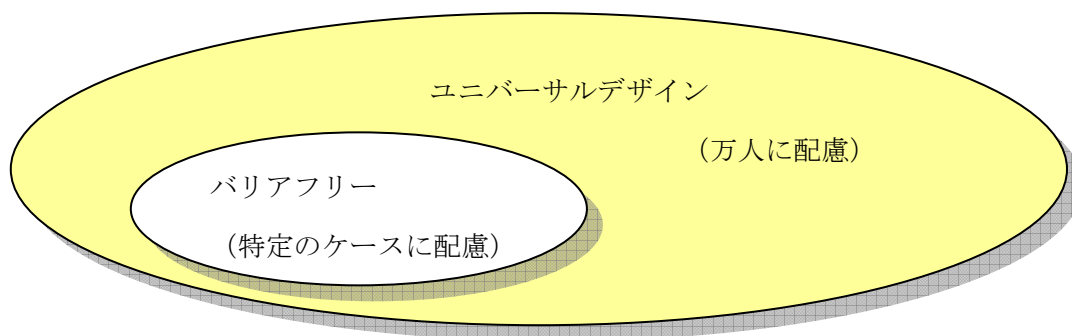
平成7年版「障害者白書」では、4つのバリア（物理的バリア、制度のバリア、文化・情報のバリア、意識のバリア）が定義されています。

現在、バリアフリーという言葉は、具体的な取り組みを示す考え方として様々な場面で使われています。それは、既存の施設やシステム、社会環境などにバリアがまだ残されているためです。

バリアフリーの取り組みはこれからも必要なものといえます。

一方、「ユニバーサルデザイン」は、最近では、「一人ひとりの人間性を尊重した社会環境づくり」という広い概念としても使われ、例えば、一口に障害をもつ人といっても、様々な障害があり、同じ障害でも程度の差があります。また、誰もが、^{けが}怪我などで一時的に障害をもつこともありますし、言葉の分からない所に行けば食事やトイレ、移動に困ることもあります。

ユニバーサルデザインは、「すべての人が人生のある時点で何らかの障害をもつ」ということを、発想の起点としている点で、それまでのバリアフリーの考え方を含んだものといえます。



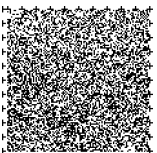
バリアフリー

障害をもつ人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害をもつ人の社会参画を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

出典：障害者基本計画（H14.12.24閣議決定）



第2節 指針策定の背景

この指針を策定するための背景として、7つの面から説明していきます。

1 少子高齢化の進展

本県の出生児数は、昭和56年に1万人を切り、平成17年には7,149人となっています。また、一人の女性が一生の間に生む子どもの数を表す合計特殊出生率は、平成18年で1.34（全国1.32）となっています。

人口について、本県では微減傾向であり、全国レベルでも、既に人口減少社会となっています。

少子化対策として、安心して子どもを生み、育てられる社会を実現するために、子育てや子どもにやさしい環境づくりが求められています。

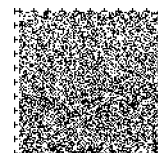
また、平成19年度高齢者福祉基礎調査では、本県の65歳以上の高齢者は199,983人で、高齢化率は22.4%、前年に比べ0.6ポイント上昇しており、全国（21.3%）に比べ約2年早く高齢化が進んでいます。

高齢になるに従い、日常生活等において、身体的能力の低下による制約を受けやすくなることから、高齢社会の中で、高齢者が主体性を持って生活できる環境づくりが重要です。

このように、子育てや高齢社会にあって、人が、生活しやすく、活動しやすい社会環境を整備することは重要であり、その手法としてユニバーサルデザインの考え方を取り入れる必要があります。

2 ノーマライゼーションの進展

「ノーマライゼーション（normalization）」とは、「高齢の人も若者も、障害をもつ人もそうでない人も、すべて人間として普通（ノーマル）の生活を送るため、共に地域で暮らし、共に生きる社会こそノーマルである」という考え方です。



本県においても、平成5年度に、障害者の自立と社会参加の促進を柱とする「障害者幸住条例」を定めるとともに、この条例の理念を基に「障害者幸住計画」を策定し、この計画の中で、「ノーマライゼーションの理念が県民の中に定着されることが必要である」ことを掲げています。

平成15年度には、障害をもつ人の「地域で生きる」という自立意識の高まりなどにより、この計画のノーマライゼーションの理念を継承した新しい県の障害者計画として、「新たなやまなし障害者プラン」を策定し、基本方針のひとつとして、「ユニバーサルデザインの考え方の下に生活環境の充実」を図ることを掲げて、施策展開を図っています。

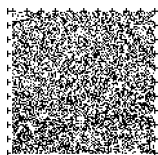
ユニバーサルデザインは、これまでのノーマライゼーションの歩みをさらに拡大し、すべての人を対象とし、誰もが暮らしやすい生活の場をつくりあげることがひとつの目標にしています。

3 国際化の進展

国際化の進展により、本県においても外国人登録者数が増加するとともに、観光などで多くの外国人も訪れています。平成18年12月末現在の「在留外国人統計」によると、本県の外国人登録者数は、75か国16,954人となっており、県人口の約1.93%を占めています。登録者数は、平成2年以降16年間で約4.5倍に増加しています。県人口に占める割合は全国で11位、登録者数も21位となっています。

このように、外国人住民が急増し、定住化が進むことにより、生活者・地域住民として認識する視点が地域社会に求められています。また、今後の地域社会を支えていく大事な構成員である彼らやその子どもについても、その潜在能力を活かすためには、教育面についても力を注ぐ必要があります。

「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく」という多文化共生を推進する必要性が高まっています。そのため、県では、平成19年度に「やまなし多文化共生推進指針」を策定しました。



また、平成 18 年の山梨県観光客動態調査によると、約 70 万人の外国人が本県を訪れており、県では、平成 19 年度に「観光振興基本計画」を策定し、この中でユニバーサルデザインを取り入れた外国人向け案内標識の整備や外国人旅行者に対応できる人材の育成など、外国人旅行者が快適に旅行できる受入環境の整備を進めることとしています。

4 情報化の進展

インターネットの急速な普及、電子メールの活用、携帯電話をはじめとする携帯情報端末の普及など、近年の I C T（情報通信技術）の急速な発達により、社会や経済のあらゆる分野で情報化が急速に進展しています。

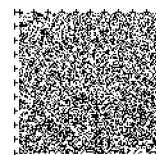
しかし、インターネットや携帯電話の機器を持っていない人や機器の使い方が分からない、また、視覚障害をもつ人がインターネットのホームページを読めないといった、情報を入手する手段がない、少ないといった情報格差の問題も発生しています。

電話、インターネット、テレビ、ラジオなど様々な情報媒体を有効に使ったり、機器を使いやすくすることなど、情報が上手に伝わり、受け取ることができるようユニバーサルデザインを取り入れた取り組みが、ますます必要になってきています。

5 男女共同参画の推進

男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、重要な課題です。

これからの社会では、男性も女性も、子どもも高齢者も、障害のある人もない人も分け隔てなく、今まで以上に一人ひとり人間として尊重され、それぞれの個性が大切にされていくことが重要です。



県では、平成 13 年度に「男女共同参画推進条例」を制定するとともに、「男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画に係る施策を総合的・計画的に推進してきました。

平成 17 年度に実施した「男女共同参画に関する県民意識実態調査」によると、性別による固定的な役割分担の意識がまだあります。

女性がいきいきと生活・活動できる社会の実現に向けては、すべての人の社会参加を容易にするユニバーサルデザインの考え方を取り入れることは大切であると考えられます。

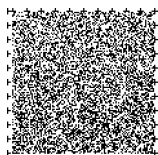
6 地域産業の振興

本県には、産業用機械、半導体・液晶製造装置などの製造業や農業、ジュエリー、ワイン醸造、織物、ニット、家具、和紙、観光といった様々な特色ある産業があり、毎年、多くの製品やサービスがつくり出されています。こうした製品やサービスは市場で競争力を持つためには、様々な社会要請に応える質の高さや供給量が必要です。

製品やサービスを手にして、利用するのは顧客（消費者、利用者）です。製品やサービスが受け入れられ、長く利用されるためには顧客のニーズを把握し、利用しやすい製品・サービスとなるよう必要な改良を加えることが重要です。顧客のニーズを取り入れることによって、新たな価値を生み、顧客の満足度を高めることが、製品やサービスへの評価につながり、ひいては事業者への信頼を深めていきます。

最近、積極的にユニバーサルデザインの考え方を導入した製品やサービスの開発が幅広い分野で進められており、顧客の協力を得て使いやすい製品を研究したり、社内の人材育成に取り組んだりしています。

ユニバーサルデザインを取り入れた製品づくり、店舗づくり、観光客へのもてなしの心を醸成するとともに、安全面や利便性に配慮した観光地づくり、食の安全・安心等は、顧客満足度の向上や新たな顧客の獲得、地域のイメージアップにつながります。品質の向上や市場の拡大、新産業の創出など地域



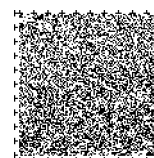
産業が活性化することが期待されます。

7 循環型社会の形成

限りある資源を有効に活用し、将来にわたって持続可能な社会をつくりあげ、次の世代につなげていくことは、その時代に生きる者の責務といえます。

本県では、平成 16 年度に「環境基本条例」を施行し、環境の保全及び創造に関する基本理念を示すとともに、条例で定めた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「環境基本計画」を策定しました。

私たちは、本県の環境を守り、将来の世代に渡していく責任があります。ユニバーサルデザインの考え方は、同時代を生きる人たちや、将来の世代の人たちが快適に生活できる環境をつくり、残すよう、自らの生活を見直していく視点も含んでいます。例えば、建物の設計で、「はじめから」様々な利用に対応した設計は、長期にわたっての建物の利用が可能となります。



第2章 やまなしのユニバーサルデザイン

第1節 本県の目指す方向

第1章のユニバーサルデザインの考え方、指針策定の背景を踏まえ、本県の目指す方向を次のとおりとします。

「暮らしやすさ日本一」の山梨づくりの実現に向け、県民、県、市町村、事業者などが連携・協働して、すべての人にやさしいまちづくりを推進します。

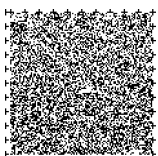
第2節 基本姿勢

ユニバーサルデザインへの取り組みについては、まず、そのプロセス（過程）が大切です。そして、継続的な取り組みや利用者の参画が重要となります。また、地域特性の視点が求められ、これら4つを基本姿勢とします。

1 プロセス（過程）の重視

日常生活の中で多くの人が利用するものについては、つくる側が一方的に決めれば良いというものではありません。実際に利用する人の立場に立って「どうすれば使いやすく、分かりやすく、安全なのか」という視点で考えてみる必要があります。その際、少しでも多くの人意見や要望をくみ取る過程が大切になります。多くの人意見や要望を聞き、コミュニケーションを図りながら、様々な観点から考察を行うことで、より良い発想や取り組みが生まれていくと考えられます。

また、優れた発想や取り組みの情報を共有し、同様のほかのものに応用していくことも重要です。ある取り組みで得られたノウハウ（技術、課題、要望など）を今後の考え方に反映させることにより、利用者の意見や要望の活用が図られ、ノウハウが蓄積されます。このように利用者の声を聴き、共有し、活用するというプロセス（過程）を通じて良い循環が生まれていきます。



2 継続的な取り組み

ユニバーサルデザインへの取り組みは一度決めてしまえばそれで良いというものではありません。多くの人が見て、使うことにより、新しいニーズや意見が出てきます。また、経年変化による劣化で見づらくなったり、使いづらくなったりする場合があります。このように利用後の意見や要望をフィードバックできるような継続した取り組みが必要です。

また、時代の変遷により生活スタイルや価値観が移り変わる中で、その時々に応じたニーズをくみ取り、生かしていく必要があります。そのためにも常に利用者の声に耳を傾け、その声を反映するような継続的な情報の収集・活用が求められています。

3 利用者の参画

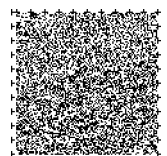
使いやすさを決めるのは、他でもない利用者です。誰にでも使いやすく、分かりやすいデザインや暮らしやすい生活スタイルを実現するためには、その利用者や生活者の声を十分に聴くことが重要で、多様なニーズをくみ取るためには多様な利用者の参画が必要となります。多くの人とのコミュニケーションを大切にして、利用者がつくり手とともに関わることのできる取り組み方法や仕組みが求められています。

また同時に、利用者も建設的に関わり、共同してよいものを生み出そうとする姿勢が大切です。

4 地域特性の視点

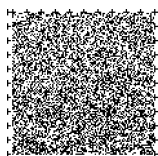
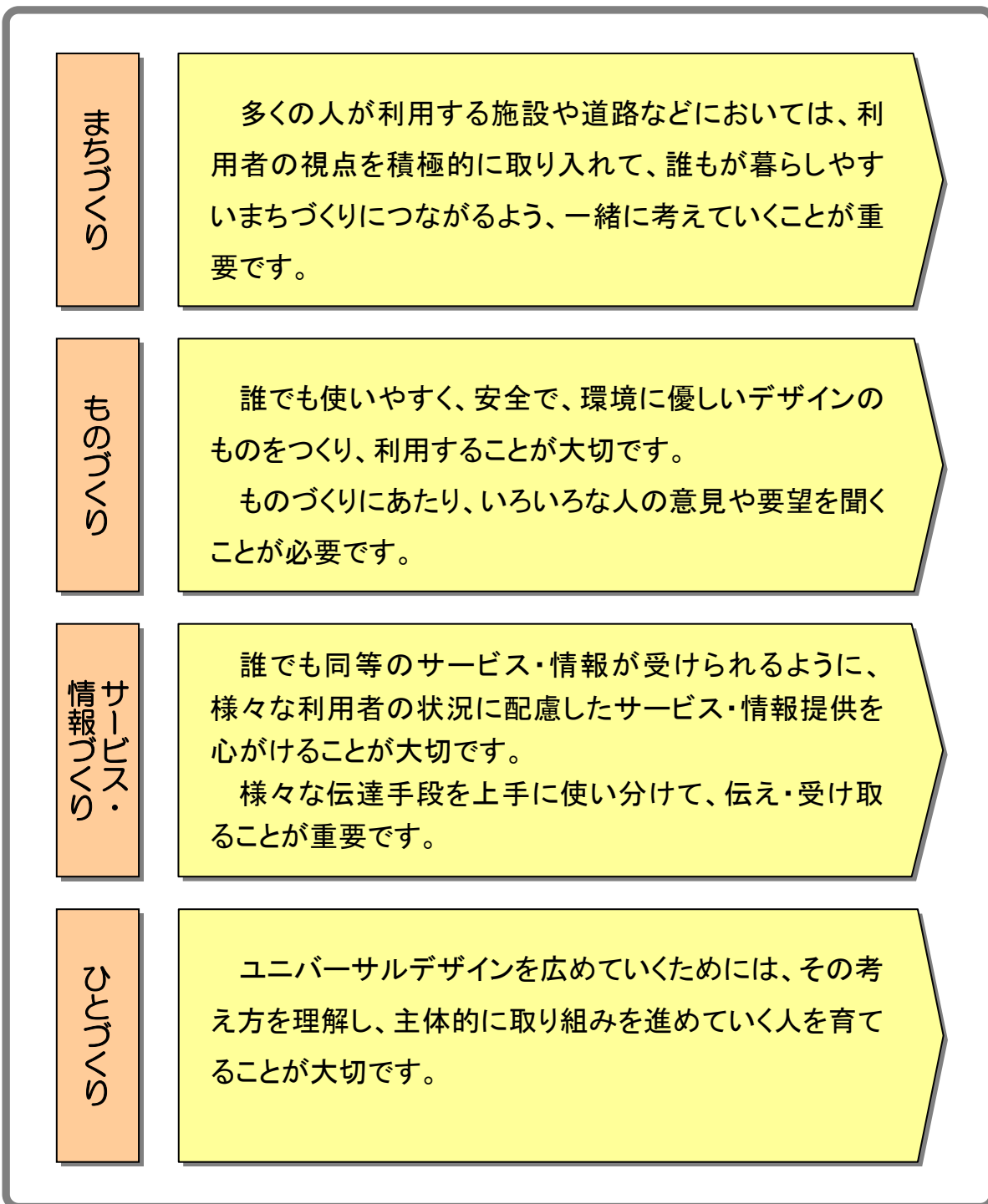
本県は、周囲を山に囲まれ面積の約8割を森林が占めるという地理的特性があります。また、自動車保有率が高く、車を利用する機会が多いというライフスタイルの面での特徴があります。例えば、中山間地域と都市機能が集中する中心市街地では利用者のニーズも異なり、自ずと配慮する取り組みの優先順位も違ってきます。ユニバーサルデザインへの取り組みでは、それぞれの地域の特性とそこにおける住民のライフスタイルを考慮していくことが重要となります。

また、本県は観光資源に恵まれており、年間を通じて多くの観光客を受け入れる観光県でもあります。県外や海外から来県する人の視点も重要となり、そういう視点を取り入れた地域を考えていくことが必要です。



第3節 ユニバーサルデザインの取り組み

すべての人にやさしいまちづくりの推進に向けて、次の分野を設定し、取り組んでいきます。



1 まちづくり

<現状と課題>

新しくデザインされる施設や道路などのまちづくりにおいては、バリアフリー新法(※)などにより、ユニバーサルデザインの考え方が取り入れられつつあります。また、既存の施設や道路についても利用者の声を積極的に聴き、デザインに取り入れるようにして改善していくことが重要です。

施設の中には、通常の入口とスロープでの入口とが別の場所にあったり、わざわざ係員を呼ばないと利用できない設備であったり、障害をもつ人や車いすを利用する人にとって不便なものもあります。施設設備を使いやすくするとともに、誰もが疎外感を持たず、自然体で利用できることが重要です。

※ 高齢者や身体障害者の円滑な利用について建築分野のハートビル法と交通分野の交通バリアフリー法を統合した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年6月公布)の通称

<具体例>

(1) エレベーター内のスイッチ類の工夫

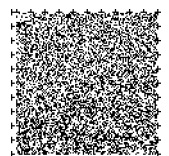


子どもや車いすを利用する人が操作しやすいように、通常のボタンとは別に低い位置にもスイッチ類が置かれています。文字盤には触れて分かる凹凸が付いていて、分かりやすく色分けがされています。また、安全のため手すりが設置されています。

(2) CNGノンステップバス



公共交通は大勢の人が利用する生活の足です。ノンステップバスは誰もが乗り降りしやすいように床が低くなっています。燃料にはCNG(圧縮天然ガス)を使い、環境に優しい低公害車です。



(3) スロープや手すりの設置



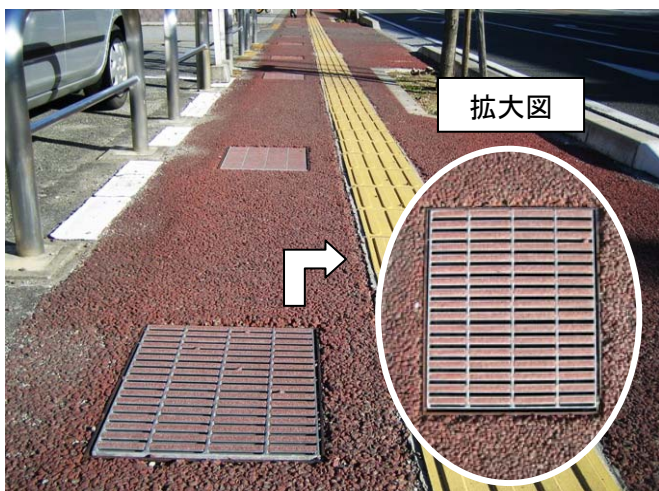
高齢者や車いすを利用する人が移動しやすいように、段差をつけずにスロープが設けてあります。また、手すりを設置したり、滑りにくい素材が使用されています。

(4) 歩行者に優しい道路

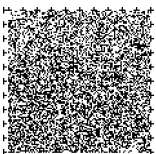


歩行者が疲れたときに座れるようにベンチを設置するとともに、木陰ができるように樹木が植えてあります。歩道は水はけの良い滑りにくい素材を使っています。また、電線の地中化により見通しの良い、美しい景観となっています。

(5) 目の細かい側溝のふた



視覚に障害をもつ人のつえやハイヒールのかかとなどが挟まらないように、また、ベビーカーや車いすのタイヤが通過しやすいように道路の側溝のふた(グレーチング)の網目が細かくなっています。



(6) 道路に設置されたベンチ



歩行者が疲れたときに座れるように、地元自治会でベンチを設置しました。

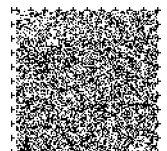
このように身近な気づき、思いやりからユニバーサルデザインへの取り組みが可能です。

《 参 考 》

エスカレーター(右)と斜行エレベーター(左)が併設され、健常者も車いすの利用者も同じ乗り口から利用できる施設(スウェーデン)



利用しやすいように電車とバスの乗降場所が隣り合わせになっている駅(デンマーク)



2 ものづくり

<現状と課題>

最近では子どもや高齢者、障害をもつ人など誰にでも使いやすく、安全な製品が多数見られるようになってきています。県ではデザインセミナーなどを通じて製品開発の支援を行っており、製造コストとデザインを両立させることで、普及促進の取り組みを始めています。さらに、人が集まる施設などにおいて、ユニバーサルデザインに配慮した製品を利用してもらえるように、製品情報の提供も必要です。一方、将来にわたり快適な生活環境の保全につながるように、環境に配慮した製品をつくり、利用することも重要です。

<具体例>

(1) ななめドラムの洗濯機

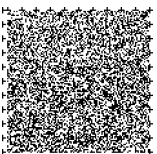


これまでの洗濯物を上から入れるたて型の洗濯機に比べて、ななめドラムは、高齢者や車いすを利用する人をはじめ、誰にとっても洗濯物を出し入れしやすい形になっています。また、スイッチ類も前面のパネルについており操作しやすくなっています。

(2) 使いやすいドアノブの形状



高齢者や子どもなど握力が弱い人や荷物などで手がふさがっている人にとっては、丸いドアノブより下へ下げるレバー式の方がひじで引っ掛けたり、小さい力で扉の開閉をすることができます。



(3) デザイン講習会の実施



山梨県デザインセンターで開催している「やまなしモノづくりデザイン塾」ではマーケティング手法とともに誰にでも使いやすいユーザー中心の製品開発などを学びます。

写真は高齢者など指先の力が弱い方を想定して、軍手をはめてCDパッケージを開く実習風景です。

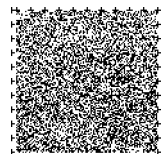
(4) じゃばら型のペットボトル



飲み終わったあと、高齢者や子どもでも手軽に縮めることができ、ゴミの量を減らすことができます。また、ボトルを曲げれば寝たままでも飲めるので様々なケアにも役立ちます。

2004年度のやまなしグッドデザイン(※)優秀賞に選ばれています。

※ 県内の優れたデザインを募集し、新しい“やまなしブランド”となる製品づくりをめざす取り組み



3 サービス・情報づくり

<現状と課題>

交通手段の発達や情報通信技術の進展、社会参加の意識の高まりなどで、人々の交流が活発になっています。誰もがいきいきと暮らすことができる社会をつくるためには、利用者の視点に立ったサービスや情報の提供が必要です。

例えば、トイレの場所や施設・設備の使い方について、図画や動画、字幕、音声などを状況に合わせて利用し、誰にでも分かるような形で表示したりするなど、分かりやすいサービスや情報伝達を心がけ、年齢・性別・地域・言語などによる利用の困難さを減らしていく工夫が大切です。

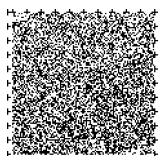
<具体例>

(1) 窓口での手話通訳サービス



窓口には聴覚に障害をもつ人のために手話通訳のテレビ電話が設けてあり、必要に応じて同時通訳が可能です。

また、フロアには案内係がいて、お客様が店内で迷うことがないように接客サービスを行っています。



(2) 講演会などでの手話通訳



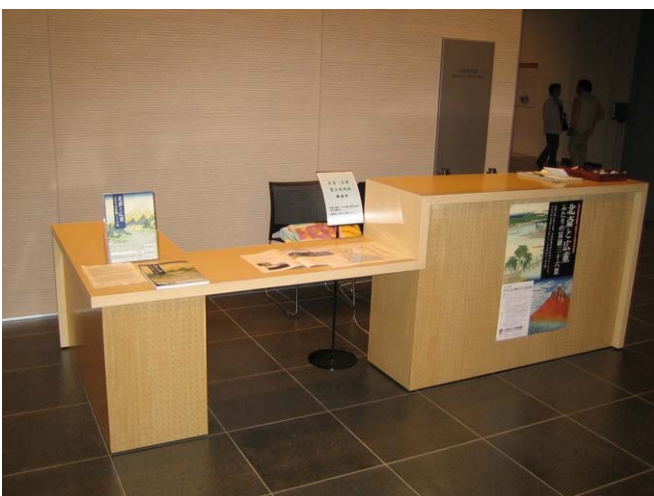
講演会やセミナーなどでは誰でも参加できるように、手話通訳の配置や要約筆記などのサービスが望まれます。また、会場に託児所を設けるなど、小さな子どもがいる人への配慮も大切です。

(3) 音声ガイドシステム

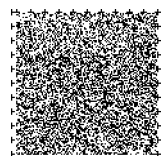


顔の横のスピーカーは骨伝導でも音が伝わる仕組みとなっていて、聴力が低下した人でも聞き取れるようになっています。また、両手が自由に使える体負担の少ないジャケットタイプになっています。

(4) 高さの異なる受付カウンター



子どもや車いすを利用する人にも対応しやすいように、二通りの高さの受付が用意してあります。



(5) デザインの変更が可能なホームページ



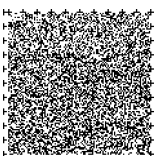
県ホームページでは、弱視の方や体が不自由な方でも使いやすいように文字サイズや文字色、画面デザイン（横幅や行間）などを変えることができ、さらに、全盲の方が利用する音声読み上げソフトにも対応しています。また、5か国語による山梨県の紹介なども行っています。

(6) 公共施設の案内板



公共施設の案内を点字や音声、ピクトグラム（絵やイラスト、マークによる標示）によって伝えます。案内板に近づくと、自動で音声ガイドが流れます。

また、操作盤は子どもや車いすを利用する人でも使いやすいように、低い位置に設置されています。



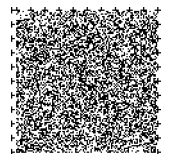
《 参 考 》



誰が見ても分かりやすいイラストでの案内表示
(デンマーク)



ベビーカーや自転車などが乗せやすくなって
いる電車の内部(デンマーク)



4 ひとつくり

<現状と課題>

今後、ユニバーサルデザインを広めていくためには、その考え方を理解し、主体的に取り組むを進めていく人を育てることが大切です。

様々な人の個性を尊重し、その多様性を理解し、相手の立場に立って考える思いやりや配慮について、家庭や学校、地域社会などで話題にして、みんな考えていくことも重要です。

また、教育の面でも、ユニバーサルデザインへの理解を深めることが期待されます。

誰もがいきいきと暮らせるように、それぞれの人の興味や意欲に応じて学べる機会を設ける取り組みや、暮らしやすく安心・安全な生活環境の実現のために、主体的に地域社会に関わっていくことが必要となります。

<具体例>

(1) 男女共同参画の推進

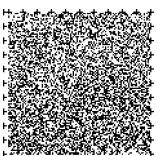


多くの県民の参加を得て全県的に男女共同参画を推進する契機として「男(ひと)と女(ひと)のフォーラム」を開催しています。また、男女がともにいきいきと活躍できる職場をつくるため、企業を対象としたセミナーや懇話会、アドバイザーの派遣などを行っています。

(2) 国際交流イベント（ワールド・チャリティ・クリスマス）



各国音楽や食べ物を楽しめる屋台、県内の外国人学校や在住外国人支援団体、ボランティア団体によるステージ発表などがクリスマスパーティー形式で行なわれます。県民や在住外国人・留学生等との交流を図るとともに、その収益を国際協力活動支援に役立てています。



(3) まちづくり会議などへの参加

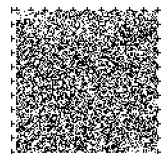


暮らしやすい生活環境を実現するためには、地域行政への住民参画の取り組みが重要です。住民自らが様々な意見を出し合うことによって、より良いまちづくりにつながるとともに、意見交換を通じて交流の輪が広がります。

《 参 考 》



歩道に自転車があふれ、通りにくい様子



第3章 県の取り組み

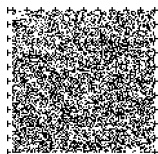
県では、すべての人にやさしいまちづくりの推進のため、次の取り組みを進めます。

◇ まちづくり、ものづくり、サービス・情報づくり、ひとづくりの各分野で具体的な事業に取り組んでいきます。

*次ページ以降に主な取り組みについて示しています。

◇ 施設の整備にあたっては、県民が参加する意見交換の機会を設け、その意見を取り入れながら、県民とともに施設整備を進めます。

◇ ユニバーサルデザインを周知するため、パンフレットを作成し、配布するなど、普及啓発を行っていきます。



【県のユニバーサルデザインの主な取り組み】

県の当面取り組む主な事業については、次に掲げているとおりです。

まちづくり

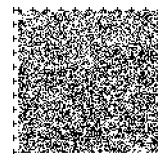
- 施設の改善
入口にスロープを設置したり、段差を解消したりします。また、手すりや多目的トイレを設置します。
- 歩道のフラット化
バリアフリー歩道の新設や既設歩道のフラット化を図ります。
- ノンステップバスの導入支援
公共交通での移動の利便性、安全性を向上するため、路線バス事業者に対し、ノンステップバスの導入について補助します。
- 鉄道駅バリアフリー化支援
鉄道駅のバリアフリー化に際して、市町村とともに支援します。
- 信号機等のバリアフリー対応
バリアフリー新法に基づき視覚障害者に配慮するなどバリアフリー対応型信号機への改良、道路標識・標示の高輝度化を進めるほか、信号灯器のLED（発光ダイオード）化改良も進めます。



多目的（利用しやすい）トイレ



フラットで広い歩道



ものづくり

- やまなしデザインコンペティション
テーマに基づいた魅力的な製品デザインを公募し、実現性が高く優れたものについてユニバーサルデザイン等の視点も踏まえ、県内企業・応募者・県で製品開発を行います。
- やまなしものづくりデザイン塾
将来のデザインプロデューサーたりうる人材を育成するため、デザイン及びマーケティング手法を活用した商品開発の総合的な実務能力を養成します。
- ユニバーサルデザインに配慮した物品の調達
ユニバーサルデザインに配慮した物品の調達に努めます。



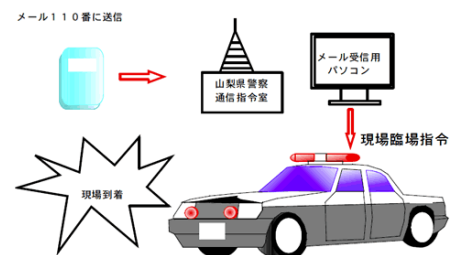
いろいろな持ち方ができるボールペン

サービス・情報づくり

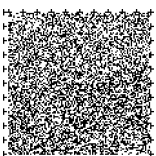
- 多言語による案内
ホームページでの観光情報を日本語のほか3か国語(英語、中国語(繁体字・簡体字)、韓国語)で発信します。
県営住宅の入居のしおりを日本語のほか4か国語(英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語)で作成します。
- 手話通訳、点字・録音テープ等での情報提供
聴覚障害者と健常者との意思疎通を円滑にするため、手話通訳や要約筆記奉仕員を派遣します。
県広報テレビ番組に手話通訳を導入します。
福祉に関する行政情報や県広報を点字・録音テープで提供します。



県営住宅入居のしおり(ポルトガル語)



110番通報のメール・FAX対応



- ホームページのバリアフリー化
音声読み上げソフトへの対応や文字の大きさの変更、マウスを使わない操作ができるようにします。
- 110番通報のメール、FAX 対応
聴覚や言語に障害をもつ人が事件・事故にあった場合の通信手段として設置します。
- 観光サインの整備
観光客に分かりやすい標識や案内板の設置を進めます。



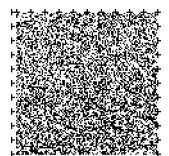
観光解説(英訳、地図、携帯電話への情報)

ひとづくり

- 生涯学習機会の拡大
県立施設を開放し、施設の特徴を生かした文化講座を開催します。高齢者を対象としたことぶき勸学院及び大学院を運営します。
- 男女共同参画への取り組み
男女共同参画社会の理解や関心を深めるため、フォーラムの開催など情報発信を行います。
- 障害児受け入れ幼稚園の拡大
障害の程度に応じた適切な教育が受けられるようにするため、心身障害児を受け入れる幼稚園に対して補助します。
- 多文化共生の推進
外国人住民が地域で快適に生活するために必要なガイドブック(子育て支援、医療機関受診、就学など)を提供します。日本語指導者や通訳ボランティアを養成します。
- 自主防犯ボランティア団体の活動支援
防犯ボランティア団体の組織化や防犯パトロールの方法に関する助言をします。
- 国際観光の推進
外国人観光客が快適に旅行できる環境を整備するため観光ボランティアガイドなど、国際観光にかかわる人材を育成します。



まちづくりワークショップの様子



第4章 各主体の取り組み

ユニバーサルデザインを推進しようとする県民、市町村、事業者、民間団体など各主体の方々が本指針をガイドライン(目安)として利用されるとともに、各主体の方々に次の取り組みを期待します。

第1節 県民の取り組み

県民の皆さまには、まず身近でできることから、例えば、困っている人に手をさしのべたり、障害をもつ人のための駐車スペースを確保することなど、「もの」や「サービス」を利用、あるいは提供するときにユニバーサルデザインに気づき、配慮することや地域や家庭でもこのような配慮について話題にしていくことを期待します。

また、「もの」や「サービス」について、より利用しやすくなるよう、積極的な提案を行ったり、ユニバーサルデザイン製品の購入などについても期待します。

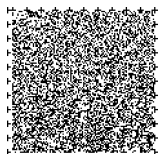
第2節 市町村の取り組み

市町村には、この指針の趣旨や内容を十分理解し、県の取り組みと連携し、住民に最も身近な行政機関として、様々な分野において、ユニバーサルデザインを取り入れていくことを期待します。

地域住民にユニバーサルデザインの周知を図ることや、第2章第3節にあるまちづくり、ものづくり、サービス・情報づくり、人づくりの4分野での取り組みを参考にして、具体的な事業に取り組んでいくことを期待します。

第3節 事業者の取り組み

事業者は製品・サービスの提供を行うとともに、従業員を雇用しており、社会的に大きな役割を担っています。使い勝手の良い、利用しやすい製品・サービスを生み出し、また、改良していくことは製品やサービスへの高い評価につながり、新たな顧客の獲得、ひいては地域全体の産業が活性化することが期待できます。



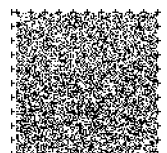
また、本県では「大規模集客施設の立地に関する方針」を定め、大規模小売店舗の設置者に地域貢献活動のひとつとしてすべての人に使いやすい店舗の構造や設備など、ユニバーサルデザインに配慮した店づくりを求めています。

利用者にとって安全・安心で、利用しやすいものやサービスの提供、従業員にとって働きやすい職場環境の整備をはじめ、ユニバーサルデザインに基づいた製品、サービスを提供できる人材を積極的に育成することを期待します。

第4節 民間団体の取り組み

近年、まちづくりに関する住民意識の高まりに伴い、地域においてボランティアやNPOの活動が盛んになってきています。こうした自主的な取り組みを行う民間団体は、地域の活性化、安定化、誰もが暮らしやすい地域づくりに大きな役割を果たしています。

この指針の趣旨や内容を理解いただき、民間団体には、行政や事業者の取り組みに積極的に参画することや、地域づくりのリーダーとして自主的な取り組みを推進することを期待します。



<参考> ユニバーサルデザインについての意識調査

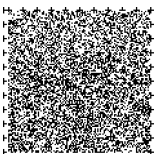
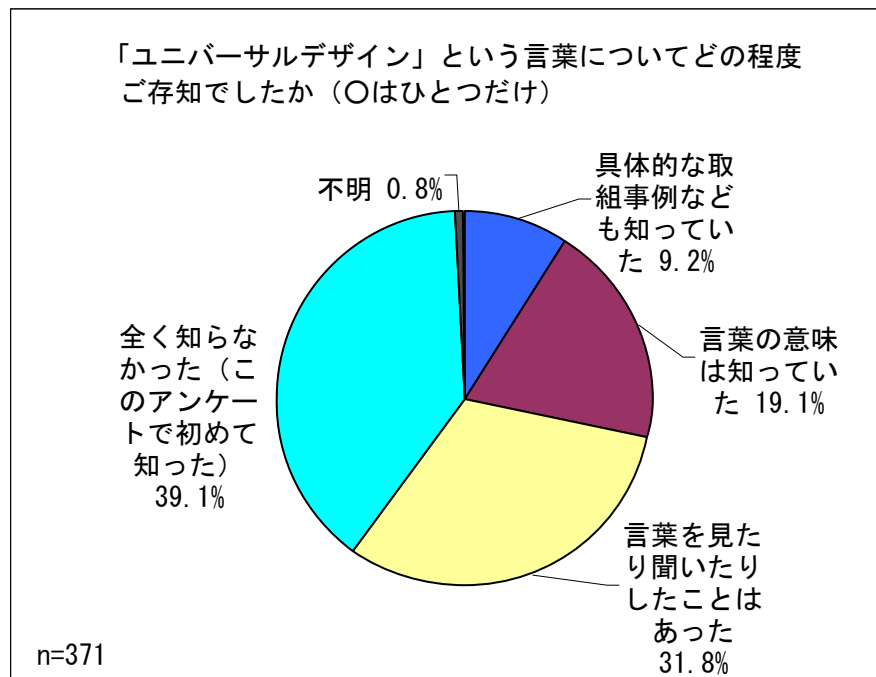
1 アンケート調査概要

ユニバーサルデザインに関して、県政モニターを対象にアンケート調査を実施しました。調査概要は下記の通りです。

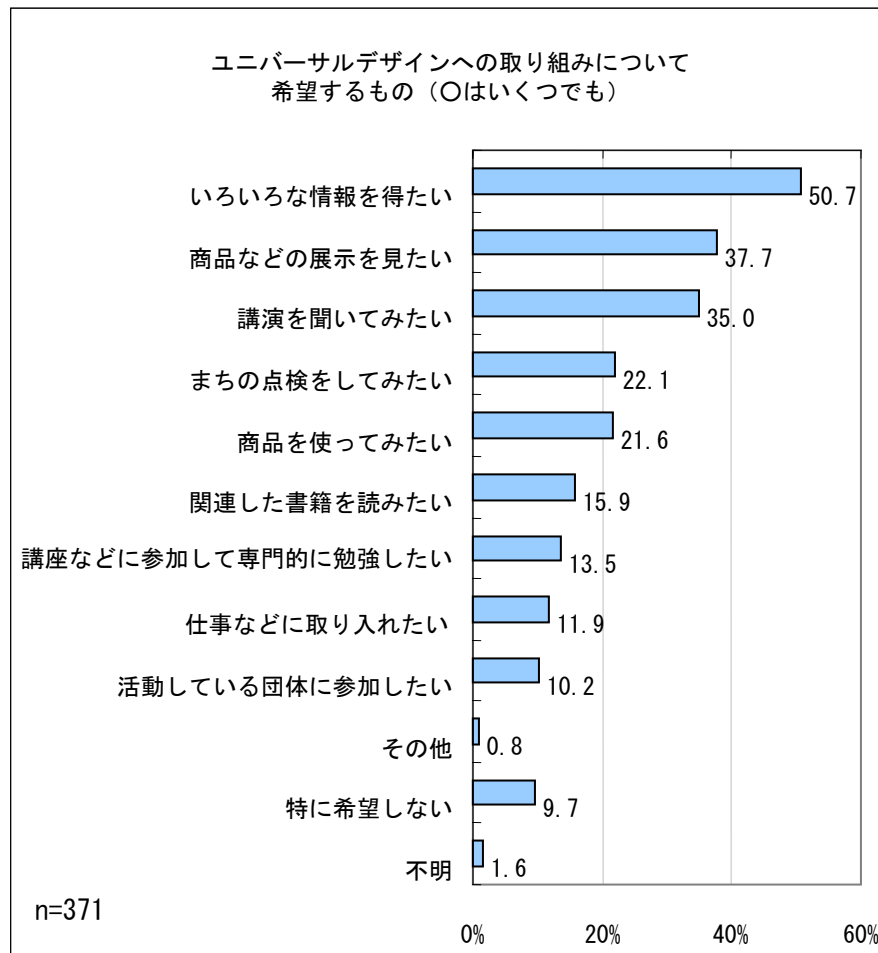
- (1) 調査日時 9月26日配布、10月9日回収
- (2) 調査方法 調査票の郵送及び調査事項のインターネット送信
- (3) 配布数 464件（一般モニター356件、インターネットモニター108件）
回収数 371件（回収率80.0%）

2 ユニバーサルデザインについての認知

ユニバーサルデザインの認知度については、「全く知らなかった」が39.1%と最も多く、次いで「言葉を見たり聞いたりしたことはあった」(31.8%)、「言葉の意味は知っていた」(19.1%)となっており、内容までよく理解している人は少ない状況です。

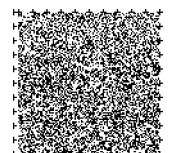


ユニバーサルデザインへの取り組みについて希望するものについては、最も多いのが「いろいろな情報を得たい」(50.7%)で、次いで「商品などの展示を見たい」(37.7%)、「講演を聞いてみたい」(35.0%)となっており、ユニバーサルデザインについて、様々な形での情報提供が求められています。



アンケートの自由記述欄を見てみると「“ユニバーサルデザイン“という言葉を知らない人が多く、理解してない方々が多くいると思います」、「ユニバーサルデザインについて多くの人たちに認知してもらうことから始めた方が良くと思います」などの意見が多くありました。

これらのアンケート結果から、ユニバーサルデザインについて、興味はあるけれども、まだよく知られていない状況であることが分かります。



やまなしユニバーサルデザイン基本指針

平成20年3月

- 発行 山 梨 県
- 編集 山梨県企画部企画課
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
TEL 055-223-1312
E-mail kikaku@pref.yamanashi.lg.jp

